# 平成28年第2回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成28年5月27日 午前10:00

○閉 会 午前11:06

# ○出席議員(19名)

仁 1番 2番 3番 佐々木 鐙 志 堀 井 克見 嘉 4番 小 林 悟 5番 澤 井 昭二郎 6番 藤 原 雄 幸 8番 藤 原 男 9番 西 村 武 10番 千 田 正 英 典 12番 菅 13番 中 Ш 光 博 11番 戸 田 俊 樹 原 理恵子 15番 14番 佐. 藤義 久 児 玉 春 雄 16番 大 谷 貞 廣 17番 伊 藤 正 吉 18番 菅 原 久 和 19番 鈴 木 斌次郎

20番 伊藤 榮 悦

# ○欠席議員(0名)

# ○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男 副 市 長 利 行 鐙 教 育 長 肥田野 耕 総務部長 栗 Щ 隆 昌 市民福祉部長 基 巧 藤 原 久 福祉事務所長 伊 藤 産業建設部長 菅 原 靖 仁 水道局長 村山 久 尚 総務課長 農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝 米 谷 裕 財政課長 企画政策課長 千 葉 秀 樹 伊 藤 貢 税務課長 櫻 庭 輝 雄 長寿社会課長 仲 Щ 和 法 産業課長 櫻 庭 春 樹

#### ○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 整 議会事務局次長 伊 藤 国 栄



# 平成28年第2回潟上市議会臨時会日程表(第1号)

平成28年5月27日(1日目)午前10時開会

# 会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認について (潟上市固定資産評価審査委員会 条例等の一部を改正する条例)

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について(潟上市市税条例等の一部を改正 する条例)

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認について(潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 議案第60号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)に ついて

日程第 7 議案第61号 平成28年度潟上市一般会計補正予算(第1号) (案) について

午前10時00分 開会

○議長(伊藤榮悦) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成28年第2回潟上市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

# 【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長(伊藤榮悦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番菅原理恵子議員、13番中川光 博議員を指名します。

# 【日程第2、会期の決定】

○議長(伊藤榮悦) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日と したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。 ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。石川市長。
- ○市長(石川光男) 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第2回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご 出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、専決処分の承認について申し上げます。

平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、潟上市固定資産評価審査委員会条例、潟上市市税条例、潟上市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことから、議会の承認を求めるものであります。

次に、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)について申し上げます。 5月17日の議会全員協議会でご説明申し上げたとおり、企業立地に係る奨励措置の拡 充を図り、本市における雇用創出を促進し、地域産業の発展に寄与するため、条例の関 係部分を改正するものであります。 次に、平成28年度潟上市一般会計補正予算(案)について申し上げます。

本予算案は、航空機関連企業の誘致に伴う補正予算で、5月20日に秋田県、潟上市および山本精機株式会社との三者協定が調印され、これにより山本精機株式会社の潟上市への立地が正式に決定になりましたことから、工場用地測量等委託料および工場用地等取得費用を補正するものであります。

航空機産業の振興を成長戦略の柱の一つに掲げる本市と秋田県にとって、今回の誘致をきっかけに、今後の拠点集積に弾みがつくものと期待しております。この後、担当部長より説明をさせますので、宜しくお願い申し上げます。

【日程第3、承認第1号 専決処分の承認について(潟上市固定資産評価審査委員会条例 等の一部を改正する条例)】

○議長(伊藤榮悦) 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について(潟上市固定資産 評価審査委員会条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

承認第1号について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) 第2回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願い致します。

承認第1号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成28年5月27日提出 潟上市長 石川光男

議案書の2ページをお願い致します。

専決処分書

潟上市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する ことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成28年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の3ページに改正条例文を、それから、参考資料の2ページから3ページに条 例改正部分の新旧対照表を添付させていただいております。

改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたため、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、第2条にあります行政不服審査法の施行に伴う所要の 規定を整備するものとして、固定資産の土地価格に係る審査の申し出における適用区分 について、「固定資産課税台帳に登録」であったものを「固定資産課税台帳への登録の 公示」、「価格錯誤等による固定資産課税台帳の修正登録及び納税義務者への再通知」 等、具体的なものに改めるものであります。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。
- ○3番(佐々木嘉一) ちょっと疑問ということでなくて、このことについては国会の関係等ありまして、よく年度末の法律法案については、地方税関係、特に所得税法だとか法人税法、そういう関係法令の改正によって、専決処分があるわけですが、言ってみれば今説明のとおり、手続を定めたものでありますけれども、先ほど3月31日公布になった法律を条例を専決処分したということですが、言ってみれば今説明ありましたように、土地の価格の公表、あるいは公示というようなことがあるわけであります。固定資産の場合は1月1日を基準日として4月1日が賦課ということでありまして、その間いろいろな手続等が定められておりまして、その手続に基づいて、いわゆる賦課作業の準備をするわけですが、ここにありますように、地価、宅地の標準的な価格についての公示行為というものがあるわけですが、3月31日に法律公布されて4月1日に賦課されますが、その場合、価格の公示という行為はいつやられたものでしょうか。
- ○議長(伊藤榮悦) 栗山総務部長。
- ○総務部長(栗山隆昌) 3番佐々木議員にお答え致します。

固定資産税評価の価格の決定につきましては、地方税法第410条におきまして毎年3月31日までに決定しなければならないとなっております。市町村長は前項の規定によって固定資産価格を決定した場合においては、遅滞なく総務省令の定めるところにより、地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面を一般の閲覧に供しなければならない。そして、価格の登録につきましては、第411条におきまして、前条第1項の規定によって固定資産の価格を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産台帳に登録しなければならない。そして、登録した場合は、その旨を公示しなければならない、このように規定されております。よろしいでしょうか。3月31日までに決定して、4月1日ですから、4月1日となります。 登録した場合ですから、3月31日です。すいません。ということでお願いします。

○議長(伊藤榮悦) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は 起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、承認第1号は、原案のとおり承認する ことに決定しました。

【日程第4、承認第2号 専決処分の承認について(潟上市市税条例等の一部を改正する条例)】

○議長(伊藤榮悦) 日程第4、承認第2号、専決処分の承認について(潟上市市税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) それでは、議案書の4ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月27日提出 潟上市長 石川光男

議案書の5ページをご覧ください。

専決処分書

潟上市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方 自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成28年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の6ページから21ページに改正条例文、それから参考資料の5ページから38ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいております。

改正理由につきましては、先ほどと同様、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令の一部を改正する等の政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布により、条例の関係部分を改正するものであります。

非常にページ数多くなっておりますが、主な改正内容についてご説明させていただき ます。 1点目は、「医療費控除の特例の創設」についてであります。

自主服薬推進のため、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例 であります。

この医療費控除の特例と申しますのは、医薬品であったもの、それが市販品として薬局でも買えるように販売許可されたものであります。それを購入した場合の金額の合計額が1万2,000円を超えた時は年間8万8,000円を限度とし、その購入費用をその年分の総所得金額から控除できることとされたものであります。

なお、従前からあります医療費控除と両方を選択することはできません。

次に2点目、法人税割の税率改正についてであります。

法人市民税の税率を9.7%から6%に3.7%引き下げるものであります。法人市民税の引き下げ相当分は、交付税特別会計に繰り入れ国税化することで消費税率増税10%に伴う地域間の税源の偏りを是正し、財力格差の縮小を図るものです。

次に、軽自動車税率の見直しについてであります。

これは、消費税率増税10%に伴い廃止されることになっております自動車取得税に代わる「軽自動車税環境性能割」の導入に伴うものです。これは三輪以上の小型自動車を取得したものに課せられるもので、性能が良い車は税負担が軽くなり、燃費性能が悪い車は税負担が重くなるという性質を持つ税金です。税率は非課税、1%、2%の3段階となります。本来であれば市町村で軽自動車税環境性能割として賦課する税でありますが、当分の間は今まで同様、県当局が賦課徴収を行うこととなります。

また、この環境性能割の導入に伴い、「軽自動車税」から「種別割」への名称変更になります。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。
- ○8番(藤原典男) 今、薬の問題、法人税の問題、そしてまた軽自動車、環境税という ことで説明がございましたけれども、これ3点とも消費税10%にするということの前提 でもっての税制改正なのか、そこら辺伺いたいと思います。
- ○議長(伊藤榮悦) 総務部長。
- ○総務部長(栗山隆昌) 8番藤原議員にお答え致します。

ただいまの質問は、すべてが消費税率10%に引き上げられることに対しての改正かということでございますが、この部分の固定資産税の分、それから軽自動車については、

そのとおりでございます。医療費の分については、それは該当しないと考えております。 法人税もそうです。消費税の10%アップに伴って改正されるものであります。それと軽 自動車ということです。

- ○議長(伊藤榮悦) 8番。
- ○8番(藤原典男) 今、景気が落ち込んでいる中で消費税を上げないでほしいとか、も しくは新聞報道でも消費税の10%の導入は延期した方がいいのではないかという報道が されている中で、このような提案というのは時期尚早ではないのかということを思うわ けです。それで、この条例をいつまで設置しなさいという具体的な通達は来ております か。
- ○議長(伊藤榮悦) 総務部長。
- ○総務部長(栗山隆昌) 8番藤原議員にお答え致します。

具体的な通知ということでございますが、これにつきましては総務省の自治税務局長名で市町村税条例等の一部改正についてという通知が入ってございます。その中で3月31日付でございますが、これに伴い別紙のとおり市町村税条例等の一部を改正する条例(例)、都市計画税条例(例)、一部を改正する条例(例)と、それから国民健康保険税条例(例)と、固定資産評価審査委員会条例(例)、この一部を改正する条例案を送付しますので、この旨、貴都道府県市町村に対してもご連絡願いますと、このような文書が入っております。ですから、当然この3月31日について、同じように条例改正しろという通知でございます。

なお、施行日につきましては、すべて29年4月1日ということになっていますので、 消費税が導入された段階でということになっています。

あとそれと医療費については、30年1月1日と、そのようになっております。

○議長(伊藤榮悦) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立多数です。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認する ことに決定しました。 【日程第5、承認第3号 専決処分の承認について(潟上市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例)】

○議長(伊藤榮悦) 日程第5、承認第3号、専決処分の承認について(潟上市国民健康 保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) 議案書の22ページをお開きください。

承認第3号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月27日提出 潟上市長 石川光男

議案書の23ページをご覧ください。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成28年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の24ページに改正条例文を、それから参考資料の40ページから41ページに条例 改正部分の新旧対照表について添付させていただいております。

改正の理由につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年 3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたため、専決処分したものでございます。 主な改正内容について申し上げます。

1点目として、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げをするもので、医療分である 基礎課税分は52万円から54万円に、後期高齢者支援金分が17万円から19万円にそれぞれ 引き上げ、介護納付金分16万円を含めますと最大85万円から89万円となります。

2点目として、低所得者世帯の軽減措置の拡大であります。

現在、低所得者世帯に対し法定軽減として、平等割額と均等割額を7割・5割・2割 軽減をしておりますが、そのうちの5割・2割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げ、 軽減対象世帯の拡大を図るものであります。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。
- ○8番(藤原典男) 所得の高い人は多くいただくということ、それから低所得の人は少

なく軽減するということで、これについては賛成なんですけれども、それぞれの対象となる世帯数、それから、結果的にどれぐらいの収入増になるのか、そこら辺含めてお願いします。

- ○議長(伊藤榮悦) 総務部長。
- ○総務部長(栗山隆昌) 8番藤原議員にお答え致します。

ご質問にありました最高限度額の世帯数でございますが、現在の52万円の場合ですと52世帯、改正後の54万円になりますと世帯数は47世帯が対象となります。今回のこの2万円引き上げたことによります影響額としましては、基礎課税分では約99万円増、それから後期高齢者支援金分では約73万円増、合計で172万円が増額となります。

それから、低所得者の方の軽減措置が拡充されますので、この部分については2割軽減の世帯で改正後で564世帯が568世帯、約13万円の減と。それから、5割軽減につきましては862世帯が881世帯で約84万円の減、全体として97万円の減額となります。

以上であります。

○議長(伊藤榮悦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、承認第3号は、原案のとおり承認する ことに決定しました。

【日程第6、議案第60号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第6、議案第60号、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第60号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長(菅原靖仁) 議案書の25ページをお願い致します。

議案第60号について、ご説明を申し上げます。

本案は、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)についてであります。 潟上市工場等設置奨励条例の一部を次のように改正するものとする。 平成28年5月27日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、企業立地に係る奨励措置の拡充を図り、本市における雇用創出を促進し、地域産業の発展に寄与するため、条例の関係部分を改正するものであります。

26ページと参考資料の新旧対照表の43ページをお願い致します。

今回の改正につきましては、企業立地に係る奨励措置の対象となる工場について、第 3条第3号中「10人以上の新設、又は新たに雇用した常時雇用者が5人以上の増設」を 「5人以上の新設又は増設」に改めるものであります。

また、設備投資助成金については、第8条中「固定資産台帳」の次に「「建物」、」を、「費用」の次に「並びに外構工事及び駐車場整備工事に係る費用」を加え、「20%」を「30%」に改め、同条但し書き中「3,000万円」を「1億円」に改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、このたびの改正は、昨今の社会経済状況を勘案したものであり、企業の新規立 地に当たっては、初期の設備投資に係る費用が立地の大きな障壁となっている状況から、 これらの条件を緩和する内容とするものであります。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。
- ○11番(戸田俊樹) 議会運営委員会でも、この説明がありまして、投資額が2億、3 億という場合は、6,000万、9,000万というふうになるということで1億円を限度と。県でも助成をする県の企業誘致条例等におけるのがあるということになりますと、まず県ではどのくらいの助成をされる予定になっているのか、そこをまずお聞きしたいと思います。
- ○議長(伊藤榮悦) 菅原産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) 11番戸田議員のご質問にお答えします。 秋田県でも同様に助成率を25%から30%に引き上げる対応をすると伺っております。
- ○議長(伊藤榮悦) 11番。
- ○11番(戸田俊樹) 投資額に対する助成が市の方で3割、県では25から30というと、これも30%、トータル60%の補助になると、こういうことでしょうか。そうすると、自分の持つ部分というのは、4割と。2億ならそんな状況でしょうか。ただ、市の方でそれだけやるんであれば、過不足は考えるということなのか、条件つきなのか、ダブルで

やるということなのか。県の誘致企業であり、市の誘致企業であるという考えならば、 その辺は画された県税並びに市税を投入するということで理解してよろしいですか。

- ○議長(伊藤榮悦) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) 11番戸田議員の質問にお答えします。 県の補助制度の内容につきましては、各種積み上げまして、いろいろ積み上げた結果 25%から30%へ引き上げて助成するものと伺っております。
- ○議長(伊藤榮悦) 今の質問にもう一つ、県と市のこれ、ダブルでやるのかどうかということ。産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) 戸田議員の質問にお答えします。 県も同様で市と同じく30%の助成をする予定であります。 以上です。
- ○議長(伊藤榮悦) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

【日程第7、議案第61号 平成28年度潟上市一般会計補正予算(第1号) (案) について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第7、議案第61号、平成28年度潟上市一般会計補正予算(第1号)(案)についてを議題とします。

議案第61号について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

- ○総務部長(栗山隆昌) それでは、議案書の27ページをお願い致します。
  - 一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

議案第61号、平成28年度潟上市一般会計補正予算(第1号)(案)について。

別冊のとおり。

平成28年5月27日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書(案)(第1号)の1ページをお願い致 します。

### 議案第61号

平成28年度潟上市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億626万円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

18款1項1目繰越金は8,626万円の追加で、前年度繰越金でございます。

歳出予算について申し上げます。

7款1項1目商工振興費は8,626万円の追加で、企業誘致に関する経費で、航空機関連産業山本精機株式会社を誘致するものでございます。5月20日に秋田県と潟上市および山本精機株式会社の三者協定を取り交わしておりまして、工場用地測量等委託料29万9,000円、工場用地等取得費8,596万1,000円を予算計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(伊藤榮悦) これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番。
- ○14番(佐藤義久) 工場用地等の取得費8,500万円ほどですけども、この鑑定については、何か鑑定士使ったという話のようでしたが、支払い等どういうふうになっているでしょうか。
- ○議長(伊藤榮悦) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) 14番佐藤議員の質問にお答えします。 27年度予算で支払っております。 以上です。
- ○議長(伊藤榮悦) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) 再度、付け加えます。鑑定委託料の支払いについてですが、 それは27年度予算で支払っております。
- ○議長(伊藤榮悦) 14番。
- ○14番(佐藤義久) 支払先は申し上げられませんでしょうか。金額は幾らでしょうか。

- ○議長(伊藤榮悦) 菅原産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) お答えします。その金額については、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどでよろしい
- ○議長(伊藤榮悦) 暫時休憩します。

でしょうか。

午前10時36分 休憩

.....

午前10時38分 再開

- ○議長(伊藤榮悦) 休憩前に引き続き会議を開きます。 産業建設部長。
- ○産業建設部長(菅原靖仁) 14番佐藤議員のご質問にお答えします。 不動産鑑定士ですが、これはエルグ不動産鑑定、金額が28万9,440円です。 以上です。
- ○議長(伊藤榮悦) ほかに質疑ありませんか。14番。
- ○14番(佐藤義久) さっき認めました条例改正、これはまず、予算のやつは去年のあれだっていうから了解します。

それから、さっきの条例改正した分で、関連があるのでお聞きしたいんですけど、よろしいでしょうか。関連は駄目ですか。

- ○議長(伊藤榮悦) これは、もう補正の方でありますので。
- ○14番(佐藤義久) 不動産取得費、取得した場合、条例改正で外構工事やれば補助対象なるならないの話がさっきの条例改正でありましたけども、駄目ですか。
- ○議長(伊藤榮悦) 条例改正はもう終わっているので、これは補正ということで。
- ○14番(佐藤義久) 金額が該当なるかならないか。
- ○議長(伊藤榮悦) 条例の方は終わっていますので。
- ○14番(佐藤義久) 駄目ですか。
- ○議長(伊藤榮悦) はい。
- ○14番(佐藤義久) わかりました。
- ○議長(伊藤榮悦) ほかにありませんか。11番。
- ○11番(戸田俊樹) 不動産鑑定料が28万9,440円ということですけども、これは潟上市としてお支払いをしたということで、昨年度の決算に出るということでしょうが、予

算をどの部分からどういうふうに引き出して、あの土地の地目、細谷長根84番地1、建物並びに土地ですね、これを鑑定するという予算は、いつ計上されて出てきたのか、私どもその辺については理解しておりませんので、そこを説明お願いします。

- ○議長(伊藤榮悦) 決算についてのその質問みたいですけども、これはこの場で、いわゆる質問、今質問するということですか。それとも決算の時に、それをやることにした方がよろしいんですか。私は決算の時やった方がいいと思うんですけども。違う。
- ○11番(戸田俊樹) 前年度の予算に、この土地、建物の不動産鑑定をするという予算 計上は、いつされて、いつ不動産鑑定をされたのか、支払いはもう既に終わっていると、 一業者に対して。ですから、その前年度の予算は、どういう形で出してあったのか、そ このいきさつを説明を求めます。
- ○議長(伊藤榮悦) 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

.....

午前11時00分 再開

- ○議長(伊藤榮悦) 休憩前に引き続き会議を開きます。 鐙副市長。
- ○副市長(鐙 利行) 11番戸田議員にお答え申し上げます。 本件については、緊急を要したことから、委託料の予算の残額で対応し、その額は28 万9,440円です。

以上です。

- ○議長(伊藤榮悦) 11番。
- ○11番(戸田俊樹) 今、副市長からの答弁ですけども、委託料の残額と、これは平成27年度にその委託料の総括委託料というのがあるのかどうか。その中の残額がどのくらいあったのかということになるわけです、そうすると。ですから、あくまでも27年度の委託料の節内流用をしたのではないかと思うわけですので、それならそれで節内流用だと言ってもらっても結構ですよ。緊急を要するために。例えば去年、1月か2月ころに査定をしてもらった、鑑定をしてもらったんだということで、それはそれでいいですよ。その辺の経緯だけちゃんと話していただきたい。委託料の残額って何の委託料の残額ですか。
- ○議長(伊藤榮悦) 鐙副市長。

○副市長(鐙 利行) 11番戸田議員にお答え申し上げます。

委託料の名目ですけれども、残額を生じた事業というのは、工業団地の管理委託料の 請負差額でございます。

以上でございます。

- ○議長(伊藤榮悦) 11番。
- ○11番(戸田俊樹) そのような歳出をする場合、目的外に運用、利用しているのではないかと思うわけで、なぜ議会にその経緯で、ある程度は流しておいていただければ、何もそこまでは、何の委託料だとか、工業団地の委託料の残額だということなると、それはもう既に決算済みの話で、通っているわけですから、節内流用だということであれば、それはそれで結構ですよ。そういう答弁をお願いしたいんですけども。
- ○議長(伊藤榮悦) 副市長。
- ○副市長(鐙 利行) 11番戸田議員にお答え申し上げます。

戸田議員がご承知のとおり、予算の執行権の議会の議決事項については款、項までです。目以降については、市長の裁量権の範囲内で対応できるということになっておりますので、今回のその委託料の節の関係については、先ほど説明したとおりでございます。 以上でございます。

○議長(伊藤榮悦) 終わりです。

ほかに質疑ありませんか。

(「議長」の声あり)

- ○議長(伊藤榮悦) 11番。
- ○11番(戸田俊樹) 款、項は議会の議決、節まではできないということは理解できますが、このような重要な予算計上をして補正をしていく段階では、そこをはっきりしておいてもらえれば、それはそれでいいと言っているんですから、市長の執行権の侵害のようなことを私は言ってるつもりはございません。これはですね、あくまでも税金を投入していくんだということで、事前にこれ、不動産鑑定をしてもらって値段をつけたと思うんですけども、そうすると鑑定料は何%の鑑定費になるのか。そうすると、鑑定した結果は幾らになったのかと。この予算総額が鑑定の総額だということでしょう、当局は、わかりました。結構です。いいです。
- ○議長(伊藤榮悦) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成28年第2回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

午前11時06分 閉会

# 署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 伊藤 榮 悦

署名議員 菅原理恵子

署名議員 中川 光博